

止)との統一的運営をねらいとする1966年社会保障省法に具体化された。

参考文献

近藤 文二 社会保険

伊部 英男 社会計画

R. T. Titmuss 福祉国家の理想と現実
谷 昌恒 訳

C. A. R. Crosland 福祉国家の将来
関 嘉彦 訳

B. E. Shienfeld 高齢者のための社会保障
清水金二郎 訳

W. Beveridge Social Insurance and
Allied Services

健康保険連合会 調査時報 No.25, 31, 42

全国社会福祉協議会 生活と福祉 No.89, 90, 91

国立国会図書館 レファレンスNo.52

社会保障こぼれ話

ボリヴィアの家族手当

わが国では、児童手当の採用が話題になっているが、児童手当を含めて、いわゆる家族手当は現在多くの国々で実施され、それらの制度はいろいろな仕組みや内容などをもっている。

ラテン・アメリカ諸国の中で、ボリヴィアの例をみれば、この国の制度は1956年の条令で設けられている。すなわち、この国では、家族の扶養から生ずる労働者の経済的な負担を、平等化しようという意図のもとに、ある強制的な社会的サービスとして、家族手当制度が実現された。この制度は内外人を問わず、ボリヴィアで稼得活動に従事する全被用者を適用対象としており、農業労働者と家族労働の従事者は適用を

除外されている。

給付は、(1) 結婚後に毎月定期的に支給される結婚手当、(2) 出産時に一時金で支給される出産一時金、(たとえば、うぶ着類など)、(3) 満1歳未満の子女養育に対する保育手当(たとえば、ミルク代など)、(4) 1歳以上16歳まで(公立学校で就学中ならば18歳まで、完全廃疾なら年齢の制限なし)、毎月子女1人ずつに支給される家族(児童)手当、および、(5) 子女の死亡に対する死亡一時金が含まれている。

これらの給付を支給する家族手当制度は、すべて使用者だけが負担する使用者拠出で賄われる。拠出率は賃金総額の13%で、拠出算出の対象となる賃金には、なんらの最高額も、また制限も設けられていない。拠出は強制的な社会保険の拠出と同時に徴収され、国民社会保険基金に納入される。この制度の管理では、政府は労働・社会保障省を通じて、実施と指導に責任を負うだけで、事実上の管理・運営は、自主的な独立した管理機関である国民社会保険基金が行なうことになっている。

(平石長久 社会保障研究所)